



半 期 報 告 書

第 109 期中

自 2024 年 4 月 1 日

至 2024 年 9 月 30 日

株式会社 **琉球銀行**

E03602

半 期 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第 24 条の 5 に基づく半期報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **琉球銀行**

目 次

【表紙】	-----	1	頁
第一部	【企業情報】	-----	2
第1	【企業の概況】	-----	2
1	【主要な経営指標等の推移】	-----	2
2	【事業の内容】	-----	3
第2	【事業の状況】	-----	4
1	【事業等のリスク】	-----	4
2	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	-----	4
3	【経営上の重要な契約等】	-----	10
第3	【提出会社の状況】	-----	11
1	【株式等の状況】	-----	11
2	【役員の状況】	-----	13
第4	【経理の状況】	-----	14
1	【中間連結財務諸表】	-----	15
2	【その他】	-----	47
3	【中間財務諸表】	-----	48
4	【その他】	-----	57
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	-----	58

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月26日
【中間会計期間】	第109期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
【会社名】	株式会社 琉球銀行
【英訳名】	Bank of The Ryukyus, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 島 袋 健
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、本店建て替えのため一時移転し、 実際の業務は下記の場所で行っております。) 沖縄県那覇市東町2番1号
【電話番号】	沖縄(098)866局1212番 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 山 入 端 裕 哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田多町2丁目2番16号 株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所
【電話番号】	東京(03)5296局8617番
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼総合企画部東京事務所長 比 嘉 稔
【縦覧に供する場所】	株式会社琉球銀行東京支店 (東京都千代田区神田多町2丁目2番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度 中間連結 会計期間 (自2022年 4月1日 至2022年 9月30日)	2023年度 中間連結 会計期間 (自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	2024年度 中間連結 会計期間 (自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	2022年度 (自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	2023年度 (自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	29,208	33,350	34,559	60,093	65,951
うち連結信託報酬	百万円	—	—	—	—	—
連結経常利益	百万円	5,346	5,385	5,074	8,499	8,452
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,716	3,866	3,509	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	5,896	5,651
連結中間包括利益	百万円	558	767	1,960	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	5,601	5,861
連結純資産額	百万円	134,863	138,242	143,320	138,162	142,564
連結総資産額	百万円	2,994,657	3,008,190	3,031,908	3,042,523	3,067,017
1株当たり純資産額	円	3,171.90	3,316.13	3,464.81	3,321.40	3,419.90
1株当たり中間純利益	円	87.56	92.90	84.80	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	139.39	135.71
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	87.29	92.72	84.73	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	138.98	135.50
自己資本比率	%	4.49	4.59	4.72	4.53	4.64
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△85,872	△19,672	△30,677	△52,266	△37,259
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△30,478	△183,783	△48,159	△116,735	△217,822
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△959	△904	△1,394	△2,905	△1,813
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	652,730	393,805	261,018	598,102	341,278
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,608 [325]	1,847 [245]	1,859 [209]	1,758 [317]	1,772 [235]
信託財産額	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行のみです。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2023年 3 月	2024年 3 月
経常収益	百万円	20,323	22,480	22,619	40,756	43,152
うち信託報酬	百万円	—	—	—	—	—
経常利益	百万円	4,755	4,560	4,387	7,261	6,894
中間純利益	百万円	3,379	3,332	3,116	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,195	4,614
資本金	百万円	56,967	56,967	56,967	56,967	56,967
発行済株式総数	千株	43,108	43,108	43,108	43,108	43,108
純資産額	百万円	118,241	120,645	124,550	121,121	124,187
総資産額	百万円	2,957,101	2,967,140	2,990,611	3,004,366	3,027,311
預金残高	百万円	2,671,615	2,743,894	2,822,259	2,712,401	2,801,171
貸出金残高	百万円	1,826,613	1,828,820	1,926,795	1,847,029	1,903,134
有価証券残高	百万円	403,877	669,483	739,594	482,170	697,222
1株当たり配当額	円	17.50	18.50	19.00	35.00	37.00
自己資本比率	%	3.99	4.06	4.16	4.02	4.10
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,384 [270]	1,418 [184]	1,458 [161]	1,333 [261]	1,378 [176]
信託財産額	百万円	—	—	—	—	—

(注) 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当行グループは、当行と連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務、IT業務などの金融サービスを提供しております。

当中間連結会計期間において、当行グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

その他のセグメントに含まれる、りゅうぎんビジネスサービス株式会社は、2024年7月29日をもって解散し、2024年10月24日に清算終了しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

2025年度中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の国内経済は、2年連続で春闘での賃上げの動きがみられ雇用・所得環境が改善されたことで、個人消費を中心とした経済全体の回復の動きが鮮明となりました。政府の月例経済報告では、個人消費の持ち直しの動きを背景に、8月の基調判断を1年3ヵ月ぶりに引き上げました。また、金融政策では日銀が7月に政策金利を0.15%引き上げた一方、米国は9月に政策金利を0.50%引き下げました。これにより外国為替は9月に1ドル140円前後まで円高が進みましたが、その後は日米の金融政策を巡る思惑で148円前後まで円安に戻しており値動きが大きく、先行きの物価に与える影響が注視されます。

沖縄県経済は、個人消費は県民やインバウンド需要で回復の動きが強まりました。建設関連は、ホテルやマンション需要に貸家需要も加わり回復の動きが強まりました。観光関連は、インバウンドを中心に緩やかに拡大しました。その結果、全体としては引き続き緩やかに拡大する動きとなりました。県内の日銀短観（9月調査）では、業況判断DIは良好な状況が確認され、雇用判断DIは人手不足感が顕著に表れました。また、仕入価格判断DIや販売価格DIは上昇傾向を示しており、先行きの物価上昇継続が懸念されます。

このような環境のもと、当中間連結会計期間の業績については以下の通りとなりました。

当中間連結会計期間の経常収益は、前年同期に計上した貸倒引当金戻入益の反動減による減収があったものの、株式等売却益や貸出金利息、リース業における売上高の増加等により前年同期比12億9百万円増加の345億59百万円となりました。

一方、経常費用は、預金利息や人件費、リース業における売上原価、与信費用の増加により、前年同期比15億20百万円増加の294億85百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比3億11百万円減少の50億74百万円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比3億57百万円減少の35億9百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

①銀行業

経常収益は前年同期比1億39百万円増加の226億19百万円となり、セグメント利益は前年同期比1億73百万円減少の43億87百万円となりました。

②リース業

経常収益は前年同期比8億37百万円増加の92億6百万円となり、セグメント利益は前年同期比63百万円減少の2億81百万円となりました。

③クレジットカード業

経常収益は前年同期比40百万円増加の19億11百万円となり、セグメント利益は前年同期比15百万円増加の2億62百万円となりました。

④信用保証業

経常収益は前年同期比32百万円減少の3億20百万円となり、セグメント利益は前年同期比1百万円増加の2億58百万円となりました。

⑤IT事業

経常収益は前年同期比44百万円増加の17億35百万円となり、セグメント利益は前年同期比89百万円増加の88百万円となりました。

⑥その他

経常収益は前年同期比1億25百万円減少の1億1百万円となり、セグメント利益は前年同期比11百万円増加の11百万円となりました。

財政状態について、当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比351億9百万円減少の3兆319億8百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末比7億56百万円増加の1,433億20百万円となりました。

主要勘定としては、預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金を中心に増加しましたが公金預金が減少したことから、前連結会計年度末比34億3百万円減少の2兆8,328億45百万円となりました。貸出金は、法人向け貸出が増加したことにより、前連結会計年度末比211億54百万円増加の1兆9,031億円となりました。有価証券は主に国債の取得により前連結会計年度末比423億74百万円増加の7,346億19百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における状況は以下のとおりとなっております。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により、306億77百万円の支出（前年同期は196億72百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還以上に国債等債券を取得したことから、481億59百万円の支出（前年同期は1,837億83百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得等により、13億94百万円の支出（前年同期は9億4百万円の支出）となりました。

以上により、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比802億59百万円減少の2,610億18百万円（前年同期は3,938億5百万円）となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は145億97百万円、役務取引等収支は33億95百万円、その他業務収支は1億84百万円となっております。部門別にみますと、国内部門の資金運用収支は142億54百万円、国際部門の資金運用収支は5億43百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	13,491	160	19	13,632
	当中間連結会計期間	14,254	543	200	14,597
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	13,661	1,057	119	14,598 ¹
	当中間連結会計期間	14,820	745	305	15,252 ⁷
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	169	897	99	965 ¹
	当中間連結会計期間	566	201	105	655 ⁷
信託報酬	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,176	22	283	2,914
	当中間連結会計期間	3,535	22	162	3,395
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,550	37	701	5,886
	当中間連結会計期間	7,088	41	597	6,533
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,374	15	417	2,971
	当中間連結会計期間	3,553	19	434	3,138
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,406	△882	360	163
	当中間連結会計期間	1,477	△1,037	255	184
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	10,395	26	486	9,935
	当中間連結会計期間	11,366	118	383	11,102
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	8,988	909	126	9,771
	当中間連結会計期間	9,889	1,155	127	10,917

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は65億33百万円、そのうち預金・貸出業務によるもの12億93百万円、クレジットカード業務によるもの9億27百万円、為替業務によるもの5億4百万円、代理業務によるもの4億2百万円となっております。一方、役務取引等費用は31億38百万円、そのうち為替業務によるもの1億9百万円となっております。その結果、役務取引等収支は33億95百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,550	37	701	5,886
	当中間連結会計期間	7,088	41	597	6,533
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,195	—	—	1,195
	当中間連結会計期間	1,293	—	—	1,293
うち為替業務	前中間連結会計期間	441	37	3	475
	当中間連結会計期間	470	41	7	504
うち代理業務	前中間連結会計期間	419	—	—	419
	当中間連結会計期間	402	—	—	402
うちクレジットカード業務	前中間連結会計期間	898	—	—	898
	当中間連結会計期間	927	—	—	927
うち保証業務	前中間連結会計期間	701	0	394	306
	当中間連結会計期間	700	0	415	284
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	3	—	—	3
	当中間連結会計期間	8	—	—	8
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,374	15	417	2,971
	当中間連結会計期間	3,553	19	434	3,138
うち為替業務	前中間連結会計期間	81	15	—	96
	当中間連結会計期間	89	19	—	109

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,740,214	3,679	6,724	2,737,170
	当中間連結会計期間	2,819,402	2,857	5,990	2,816,269
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,014,246	—	6,688	2,007,558
	当中間連結会計期間	2,077,725	—	5,954	2,071,771
うち定期性預金	前中間連結会計期間	714,228	—	36	714,192
	当中間連結会計期間	696,271	—	36	696,235
うちその他	前中間連結会計期間	11,739	3,679	—	15,418
	当中間連結会計期間	45,405	2,857	—	48,263
譲渡性預金	前中間連結会計期間	44,869	—	7,000	37,869
	当中間連結会計期間	23,575	—	7,000	16,575
総合計	前中間連結会計期間	2,785,084	3,679	13,724	2,775,040
	当中間連結会計期間	2,842,977	2,857	12,990	2,832,845

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金

4 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金 額（百万円）	構成比(%)	金 額（百万円）	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1,809,883	100.00	1,903,100	100.00
製造業	21,995	1.22	25,420	1.34
農業、林業	4,383	0.24	3,960	0.21
漁業	314	0.02	375	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	1,249	0.07	1,191	0.06
建設業	69,818	3.86	70,607	3.71
電気・ガス・熱供給・水道業	9,934	0.55	15,794	0.83
情報通信業	5,296	0.29	7,569	0.40
運輸業、郵便業	22,893	1.26	28,258	1.48
卸売業、小売業	81,389	4.50	78,436	4.12
金融業、保険業	36,987	2.04	73,785	3.88
不動産業、物品賃貸業	563,381	31.13	575,960	30.26
医療・福祉	58,276	3.22	64,695	3.40
その他のサービス	112,335	6.21	119,316	6.27
地方公共団体	141,225	7.80	127,961	6.72
その他	680,399	37.59	709,762	37.30
合計	1,809,883	—	1,903,100	—

(注) 1 国内とは当行及び子会社であります。

2 海外及び特別国際金融取引勘定分については、該当ありません。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当行のみです。

なお、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末においては、信託の受託残高はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	9.65
2. 連結における自己資本の額	1,417
3. リスク・アセットの額	14,683
4. 連結総所要自己資本額	587

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	9.23
2. 単体における自己資本の額	1,225
3. リスク・アセットの額	13,265
4. 単体総所要自己資本額	530

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75	85
危険債権	231	337
要管理債権	114	71
正常債権	17,979	18,870

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	43,108,470	43,108,470	東京証券取引所 (プライム市場) 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	43,108,470	43,108,470	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年9月30日	—	43,108	—	56,967	—	12,840

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	5,230	12.64
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,226	5.38
QRファンド投資事業有限責任組合	石川県金沢市武蔵町1-16	1,277	3.08
豊里 友成	沖縄県浦添市	1,090	2.63
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	1,071	2.59
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	544	1.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	514	1.24
株式会社オーエスジー	沖縄県浦添市勢理客4丁目18番5号	485	1.17
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	452	1.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET. SUITE 1. BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1 品川 インターシティA棟)	358	0.86
計	—	13,250	32.04

(注1) 2024年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社が2024年8月30日付けで以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等 の数(千株)	株式等保有 割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,672	3.88
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	76	0.18
合計	—	1,748	4.06

(注2) 2023年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2023年10月31日付けで以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等 の数(千株)	株式等保有 割合(%)
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1番1号	1,126	2.61
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	596	1.38
合計	—	1,722	4.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 1,754,300	—	普通株式であります。
完全議決権株式(その他)	41,182,900	411,829	普通株式であります。
単元未満株式	171,270	—	普通株式であります。
発行済株式総数	43,108,470	—	—
総株主の議決権	—	411,829	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式12株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	沖縄県那覇市久茂地 1丁目11番1号	1,754,300	—	1,754,300	4.06
計	—	1,754,300	—	1,754,300	4.06

2 【役員の状況】

(1) 役員の異動の状況

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

(2) 業績連動報酬の支給額および指標

業績連動報酬総額の上限額は16,600千円とします。

また、2024年度の業績連動報酬について、2024年7月開催の取締役会で下記の通り決定しております。

各種目標

業績評価指標	目標	業績連動報酬に占める割合
① 〔連結〕ROE	6.0%以上	30%
	4.0%以上6.0%未満	20%
	4.0%未満	0%
② 当行時価総額増減率	上場地銀全体の時価総額増減率を下回らないこと	30%
③ ESG関連施策	ESG関連施策の推進について定性的に判断する	40%

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
資産の部		
現金預け金	※4 341,755	※4 261,813
コールローン及び買入手形	246	246
金銭の信託	522	535
有価証券	※1, ※2, ※4, ※8 692,245	※1, ※2, ※4, ※8 734,619
貸出金	※2, ※3, ※5 1,881,946	※2, ※3, ※5 1,903,100
外国為替	※2 4,493	※2 5,674
リース債権及びリース投資資産	※4 26,192	※4 27,608
その他資産	※2, ※4 69,448	※2, ※4 49,852
有形固定資産	※6, ※7 36,110	※6, ※7 38,132
無形固定資産	3,307	3,766
退職給付に係る資産	1,705	1,675
繰延税金資産	4,569	5,200
支払承諾見返	※2 12,280	※2 7,729
貸倒引当金	△7,806	△8,046
資産の部合計	3,067,017	3,031,908
負債の部		
預金	※4 2,793,883	※4 2,816,269
譲渡性預金	42,365	16,575
債券貸借取引受入担保金	※4 27,676	-
借入金	※4 19,271	※4 18,613
外国為替	64	122
その他負債	25,123	25,444
賞与引当金	820	861
役員賞与引当金	10	-
退職給付に係る負債	565	580
役員退職慰労引当金	24	28
偶発損失引当金	76	83
ポイント引当金	173	177
利息返還損失引当金	176	160
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,940	※6 1,940
支払承諾	12,280	7,729
負債の部合計	2,924,453	2,888,588
純資産の部		
資本金	56,967	56,967
資本剰余金	14,244	14,260
利益剰余金	72,797	75,536
自己株式	△1,417	△1,839
株主資本合計	142,590	144,924
その他有価証券評価差額金	△1,223	△2,771
土地再評価差額金	※6 796	※6 796
退職給付に係る調整累計額	337	335
その他の包括利益累計額合計	△90	△1,639
新株予約権	64	35
純資産の部合計	142,564	143,320
負債及び純資産の部合計	3,067,017	3,031,908

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
経常収益	33,350	34,559
資金運用収益	14,598	15,252
(うち貸出金利息)	13,028	13,425
(うち有価証券利息配当金)	1,478	1,679
役務取引等収益	5,886	6,533
その他業務収益	9,935	11,102
その他経常収益	※1 2,930	※1 1,671
経常費用	27,965	29,485
資金調達費用	965	655
(うち預金利息)	48	418
役務取引等費用	2,971	3,138
その他業務費用	9,771	10,917
営業経費	※2 13,816	※2 14,218
その他経常費用	※3 438	※3 555
経常利益	5,385	5,074
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	11	20
固定資産処分損	11	20
税金等調整前中間純利益	5,374	5,054
法人税、住民税及び事業税	1,008	1,598
法人税等調整額	498	△54
法人税等合計	1,507	1,544
中間純利益	3,866	3,509
親会社株主に帰属する中間純利益	3,866	3,509

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	3,866	3,509
その他の包括利益	△3,099	△1,549
その他有価証券評価差額金	△3,110	△1,547
退職給付に係る調整額	10	△1
中間包括利益	767	1,960
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	767	1,960

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	56,967	14,225	68,634	△1,534	138,292
当中間期変動額					
剰余金の配当			△727		△727
親会社株主に帰属する 中間純利益			3,866		3,866
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		18		117	136
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	18	3,139	117	3,275
当中間期末残高	56,967	14,244	71,774	△1,417	141,568

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1,148	804	52	△290	160	138,162
当中間期変動額						
剰余金の配当						△727
親会社株主に帰属する 中間純利益						3,866
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						136
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△3,110		10	△3,099	△96	△3,195
当中間期変動額合計	△3,110		10	△3,099	△96	79
当中間期末残高	△4,258	804	63	△3,390	64	138,242

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	56,967	14,244	72,797	△1,417	142,590
当中間期変動額					
剰余金の配当			△770		△770
親会社株主に帰属する 中間純利益			3,509		3,509
自己株式の取得				△500	△500
自己株式の処分		16		79	95
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	16	2,738	△421	2,333
当中間期末残高	56,967	14,260	75,536	△1,839	144,924

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1,223	796	337	△90	64	142,564
当中間期変動額						
剰余金の配当						△770
親会社株主に帰属する 中間純利益						3,509
自己株式の取得						△500
自己株式の処分						95
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△1,547		△1	△1,549	△28	△1,578
当中間期変動額合計	△1,547		△1	△1,549	△28	755
当中間期末残高	△2,771	796	335	△1,639	35	143,320

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,374	5,054
減価償却費	1,513	1,612
のれん償却額	15	15
貸倒引当金の増減 (△)	△2,119	240
賞与引当金の増減額 (△は減少)	56	41
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△12	△10
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	28	24
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	25	18
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△8	4
偶発損失引当金の増減 (△)	△8	7
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△3	3
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△26	△16
資金運用収益	△14,598	△15,252
資金調達費用	965	655
有価証券関係損益 (△)	△303	△1,069
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△0	△0
為替差損益 (△は益)	826	553
固定資産処分損益 (△は益)	△20	10
貸出金の純増 (△) 減	18,176	△21,153
預金の純増減 (△)	30,011	22,386
譲渡性預金の純増減 (△)	16,248	△25,789
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△85,286	△657
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△66	△317
コールローン等の純増 (△) 減	1,313	△0
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	750	△27,676
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	2,270	△1,180
外国為替 (負債) の純増減 (△)	2	57
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△1,512	△1,460
中央清算機関差入証拠金の純増 (△) 減	—	20,000
資金運用による収入	14,499	15,676
資金調達による支出	△978	△466
その他	△5,912	△691
小計	△18,781	△29,381
法人税等の支払額	△890	△1,296
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,672	△30,677

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△234,311	△155,205
有価証券の売却による収入	28,471	97,796
有価証券の償還による収入	25,021	13,348
金銭の信託の増加による支出	△10,000	△5,000
金銭の信託の減少による収入	10,000	5,000
有形固定資産の取得による支出	△2,775	△3,101
無形固定資産の取得による支出	△248	△1,101
有形固定資産の売却による収入	67	122
有形固定資産の除却による支出	△8	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△183,783	△48,159
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△728	△770
リース債務の返済による支出	△175	△122
自己株式の取得による支出	△0	△500
自己株式の処分による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△904	△1,394
現金及び現金同等物に係る換算差額	63	△28
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△204,296	△80,259
現金及び現金同等物の期首残高	598,102	341,278
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 393,805	※1 261,018

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

主要な会社名

株式会社りゅうぎんディーシー

りゅうぎん保証株式会社

株式会社OCS

株式会社琉球リース

株式会社リウコム

なお、りゅうぎんビジネスサービス株式会社は、2024年7月29日をもって解散し、2024年10月24日に清算終了しております。

(2) 非連結子会社 3社

会社名 りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

会社名 りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社

会社名 ゆいパートナーサービス株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。なお、その他の金銭の信託にかかる有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：5年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の一部の有形固定資産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、将来に関するマクロ経済指標の予想に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。正常先及び要管理先以外の要注意先は、与信ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、業種や信用格付等の区分によりグルーピングを行っております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,234百万円（前連結会計年度末は2,162百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認めた額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、必要と認めた額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

- ①顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。
- ②リース業を営む連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料を收受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ③一部の連結子会社の、包括信用購入斡旋業務及び個別信用購入斡旋業務の収益の計上については、期日到来基準とし、主に7・8分法によっております。
- ④一部の連結子会社の、ソフトウェア開発業務の収益の計上については、各プロジェクトのタスクの進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断し、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。

(16) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

(18) 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う損益については、全銘柄を通算して、益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、損の場合は「その他業務費用」として表示しております。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
株式	5百万円	5百万円
出資金	223百万円	236百万円

※ 2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,831百万円	11,404百万円
危険債権額	27,414百万円	33,773百万円
三月以上延滞債権額	875百万円	1,011百万円
貸出条件緩和債権額	8,867百万円	6,621百万円
合計額	47,988百万円	52,812百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
2,573百万円	2,404百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
リース債権及びリース投資資産	16,362百万円	16,824百万円
有価証券	41,416百万円	12,885百万円
その他資産	8,844百万円	8,788百万円
預け金	10百万円	10百万円
計	66,633百万円	38,509百万円
担保資産に対応する債務		
預金	7,352百万円	25,741百万円
借入金	19,215百万円	18,560百万円
債券貸借取引受入担保金	27,676百万円	一百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	1,114百万円	17,833百万円
その他資産	37百万円	37百万円
預け金	15百万円	15百万円

非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
先物取引差入証拠金	2,214百万円	2,238百万円
保証金	880百万円	879百万円
中央清算機関差入証拠金	20,000百万円	一百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	344,658百万円	343,122百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	338,715百万円	337,753百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

※7 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
20,670百万円	21,255百万円

※8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
2,130百万円	1,035百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	477百万円	1,373百万円
償却債権取立益	181百万円	85百万円
貸倒引当金戻入益	2,080百万円	一百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給与・手当	4,779百万円	4,958百万円
外注委託料	1,375百万円	1,363百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	一百万円	273百万円
貸出金償却	220百万円	116百万円
株式等売却損	8百万円	43百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,108	—	—	43,108	
自己株式					
普通株式	1,559	0	119	1,439	注1,2

注1 自己株式数の増加は単元未満株式の買い取り請求によるものであります。

2 自己株式数の減少は譲渡制限付株式の割当て44千株及び新株予約権の権利行使75千株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			64	
合 計			—			64	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	727	17.50	2023年3月31日	2023年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	770	利益剰余金	18.50	2023年9月30日	2023年12月5日

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,108	—	—	43,108	
自己株式					
普通株式	1,440	389	75	1,754	注1,2

注1 自己株式数の増加は取締役会で決議した自己株式取得による増加388千株及び単元未満株式の買い取り請求による増加であります。

2 自己株式数の減少は譲渡制限付株式の割当て54千株及び新株予約権の権利行使20千株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			35	
合 計			—			35	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	770	18.50	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	785	利益剰余金	19.00	2024年9月30日	2024年12月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	394,432百万円	261,813百万円
金融有利息預け金	△25百万円	△25百万円
金融無利息預け金	△278百万円	△346百万円
外貨預け金	△323百万円	△422百万円
現金及び現金同等物	393,805百万円	261,018百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当ありません。

2 オペレーティング・リース取引

該当ありません。

(貸手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
リース料債権部分	28,369	29,934
見積残存価額部分	42	—
受取利息相当額	△2,835	△2,981
合 計	25,575	26,953

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当中間連結会計期間 (2024年9月30日)	
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
1年以内	172	9,284	189	9,781
1年超2年以内	145	7,599	166	7,785
2年超3年以内	133	4,944	154	5,339
3年超4年以内	97	3,352	82	3,549
4年超5年以内	42	1,934	57	2,196
5年超	98	1,252	81	1,282
合 計	690	28,369	731	29,934

(注) 上記(1)及び(2)は転リース取引に係る金額を含めて記載しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	998	987
1年超	1,188	1,160
合 計	2,186	2,148

3 転リース取引

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している額

(1) リース債権及びリース投資資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
リース債権及びリース投資資産	464	394

(2) リース債務

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
その他負債	450	345

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額のうち重要なものは、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	522	522	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	76,465	76,314	△150
その他有価証券	611,939	611,939	—
(3) 貸出金	1,881,946		
貸倒引当金（＊1）	△4,904		
貸倒引当金控除後	1,877,041	1,882,955	5,913
資産計	2,565,969	2,571,731	5,762
(1) 預金	2,793,883	2,793,886	△3
(2) 譲渡性預金	42,365	42,365	—
(3) 借入金	19,271	19,194	76
負債計	2,855,519	2,855,446	73
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(110)	(110)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△110	△110	—

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	535	535	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	81,293	81,050	△243
その他有価証券	649,471	649,471	—
(3) 貸出金	1,903,100		
貸倒引当金（＊１）	△4,913		
貸倒引当金控除後	1,898,186	1,902,913	4,726
資産計	2,629,486	2,633,970	4,483
(1) 預金	2,816,269	2,815,837	432
(2) 譲渡性預金	16,575	16,575	—
(3) 借入金	18,613	18,539	74
負債計	2,851,459	2,850,952	506
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	176	176	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	176	176	—

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１） 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式（＊１）（＊２）	2,279	2,276
組合出資金（＊３）	1,561	1,578

（＊１） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 前連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

（＊３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	522	—	522
その他有価証券				
国債	327,363	—	—	327,363
地方債	—	171,531	—	171,531
社債	—	8,723	—	8,723
株式	2,401	—	—	2,401
その他	53,886	47,785	—	101,672
デリバティブ取引				
通貨関連	—	8	—	8
資産計	383,651	228,572	—	612,223
デリバティブ取引				
通貨関連	—	119	—	119
負債計	—	119	—	119

- (※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託等は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の連結貸借対照表計上額は247百万円であります。
- (※2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の期首残高から期末残高への調整表については、連結貸借対照表計上額に重要性が乏しいため省略しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	535	—	535
その他有価証券				
国債	407,257	—	—	407,257
地方債	—	156,195	—	156,195
社債	—	8,989	—	8,989
株式	1,229	—	—	1,229
その他	30,675	44,876	—	75,551
デリバティブ取引				
通貨関連	—	194	—	194
資産計	439,161	210,790	—	649,952
デリバティブ取引				
通貨関連	—	18	—	18
負債計	—	18	—	18

（＊１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託等は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の中間連結貸借対照表計上額は248百万円であります。

（＊２）第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の期首残高から期末残高への調整表については、中間連結貸借対照表計上額に重要性が乏しいため省略しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	72,748	—	—	72,748
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	3,565	3,565
貸出金	—	—	1,882,955	1,882,955
資産計	72,748	—	1,886,520	1,959,269
預金	—	2,793,886	—	2,793,886
譲渡性預金	—	42,365	—	42,365
借入金	—	19,194	—	19,194
負債計	—	2,855,446	—	2,855,446

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	78,678	—	—	78,678
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	2,372	2,372
貸出金	—	—	1,902,913	1,902,913
資産計	78,678	—	1,905,285	1,983,963
預金	—	2,815,837	—	2,815,837
譲渡性預金	—	16,575	—	16,575
借入金	—	18,539	—	18,539
負債計	—	2,850,952	—	2,850,952

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をTIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、譲渡性預金について預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについてはレベル2の時価に分類しております。

借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のもの並びに重要性が乏しいものについては、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によって時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

（注2）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
該当ありません。

(有価証券関係)

※ 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年 3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,014	4,067	52
	社債	1,450	1,491	41
	小計	5,464	5,559	94
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	68,920	68,681	△239
	社債	2,080	2,073	△6
	小計	71,000	70,755	△245
合計		76,465	76,314	△150

当中間連結会計期間 (2024年 9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	10,029	10,091	61
	社債	1,300	1,343	43
	小計	11,329	11,435	105
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	68,929	68,587	△342
	社債	1,035	1,028	△6
	小計	69,964	69,615	△349
合計		81,293	81,050	△243

2 その他有価証券

前連結会計年度 (2024年 3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,401	1,034	1,366
	債券	60,481	60,422	59
	国債	57,475	57,421	53
	地方債	1,403	1,400	2
	社債	1,602	1,599	2
	その他	18,421	17,047	1,373
	小計	81,304	78,504	2,799
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	447,136	449,621	△2,484
	国債	269,887	271,211	△1,323
	地方債	170,127	171,248	△1,120
	社債	7,120	7,161	△40
	その他	83,498	85,717	△2,219
	小計	530,635	535,339	△4,703
合計		611,939	613,843	△1,904

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	948	462	485
	債券	26,968	26,937	30
	国債	24,982	24,956	26
	地方債	182	182	0
	社債	1,802	1,799	3
	その他	31,726	30,739	986
	小計	59,642	58,140	1,502
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	280	309	△28
	債券	545,473	549,450	△3,976
	国債	382,274	384,698	△2,423
	地方債	156,012	157,519	△1,507
	社債	7,186	7,232	△46
	その他	44,073	45,611	△1,537
	小計	589,828	595,370	△5,542
合計		649,471	653,511	△4,040

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

（金銭の信託関係）

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの(百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの(百万円)
その他の金銭 の信託	513	500	13	13	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えないもの(百万円)
その他の金銭 の信託	526	500	26	26	—

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	△1,913
その他有価証券	△1,927
その他の金銭の信託	13
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	689
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,223
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,223

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	△4,037
その他有価証券	△4,063
その他の金銭の信託	26
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	1,265
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△2,771
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,771

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	19,377	—	△110	△110
	買建	63	—	0	0
合 計		—	—	△110	△110

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	18,975	—	176	176
	買建	6	—	△0	△0
合 計		—	—	176	176

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	476百万円	285百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	一百万円
時の経過による調整額	3百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円	3百万円
その他の増減額	△193百万円	一百万円
期末残高	285百万円	283百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

※企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」において適用される顧客との契約から生じる収益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
経常収益	33,350	34,559
うち顧客との契約から生じる経常収益	6,763	7,448
うち役務取引等収益 (注1)	5,009	5,547
預金・貸出業務	639	656
為替業務	461	487
代理業務	349	341
クレジットカード業務	822	857
保証業務	2	2
その他業務	2,733	3,201
うちその他業務収益 (注2)	1,613	1,752
IT業務	1,332	1,464
クレジットカード業務	62	73
その他業務	217	214
うちその他経常収益 (注3)	140	148
クレジットカード業務	63	63
その他業務	76	85

(注1) 役務取引等収益の「預金・貸出業務」「為替業務」「代理業務」は主に銀行業から、
「クレジットカード業務」「保証業務」は主にクレジットカード業、信用保証業から、
「その他業務」は主に銀行業から発生しております。

(注2) その他業務収益の「クレジットカード業務」「その他業務」は主にクレジットカード業から発生しております。

(注3) その他経常収益の「クレジットカード業務」は主にクレジットカード業から
「その他業務」は主に銀行業から発生しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループは、当行及び連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っており、当行の取締役会において定期的にグループ内の会社別の財務情報を報告しております。

当行グループは、当行をはじめ各連結子会社別の事業セグメントから構成されており、サービスの内容に基づき、複数の事業セグメントを集約した上で、「銀行業」、「リース業」、「クレジットカード業」、「信用保証業」及び「IT事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、当行の本店のほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務及び有価証券投資業務等並びにこれらに付随する業務を行っており、「リース業」はリース業務等、「クレジットカード業」はクレジットカード業務等、「信用保証業」は信用保証業務、「IT事業」はIT業務を行っております。

「その他」のセグメントのうち、りゅうぎんビジネスサービス株式会社は、2024年7月29日をもって解散し、10月24日に清算終了しております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の内部経常収益は、第三者間の取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業	信用保証業	IT事業	計				
経常収益										
外部顧客に対する 経常収益	22,231	8,287	1,270	226	1,334	33,349	1	33,350	—	33,350
セグメント間の 内部経常収益	249	81	600	126	357	1,415	225	1,641	△1,641	—
計	22,480	8,369	1,871	352	1,691	34,765	226	34,991	△1,641	33,350
セグメント利益	4,560	344	247	257	△1	5,408	0	5,408	△23	5,385
セグメント資産	2,966,401	44,159	22,335	8,211	6,032	3,047,140	182	3,047,322	△39,132	3,008,190
セグメント負債	2,845,692	36,643	14,607	4,380	3,979	2,905,302	54	2,905,356	△35,408	2,869,947
その他の項目										
減価償却費	1,159	332	16	0	6	1,514	0	1,514	△1	1,513
のれんの償却額	—	—	—	—	15	15	—	15	—	15
資金運用収益	14,529	7	179	0	0	14,717	0	14,717	△119	14,598
資金調達費用	928	73	64	—	—	1,065	—	1,065	△99	965
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,571	453	2	—	1	3,028	—	3,028	—	3,028

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていないセグメントであり、現金精査整理業務、産業・経済・金融に関する調査研究業務等であります。

3 「調整額」は主にセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント						その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	信用 保証業	IT事業	計				
経常収益										
外部顧客に対する 経常収益	22,182	9,136	1,540	233	1,465	34,558	0	34,559	—	34,559
セグメント間の 内部経常収益	437	70	371	87	269	1,236	100	1,336	△1,336	—
計	22,619	9,206	1,911	320	1,735	35,794	101	35,895	△1,336	34,559
セグメント利益	4,387	281	262	258	88	5,278	11	5,290	△216	5,074
セグメント資産	2,990,370	47,086	23,016	7,913	6,562	3,074,950	160	3,075,110	△43,202	3,031,908
セグメント負債	2,865,484	39,318	15,062	3,791	4,357	2,928,014	3	2,928,017	△39,428	2,888,588
その他の項目										
減価償却費	1,213	358	38	0	9	1,621	0	1,621	△8	1,612
のれんの償却額	—	—	—	—	15	15	—	15	—	15
資金運用収益	15,376	6	174	0	0	15,558	0	15,558	△305	15,252
資金調達費用	606	87	66	—	—	760	—	760	△105	655
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	3,760	413	11	—	33	4,219	—	4,219	△15	4,203

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていないセグメントであり、現金精査整理業務、産業・経済・金融に関する調査研究業務等であります。

3 「調整額」は主にセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,028	2,081	8,183	10,056	33,350

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,425	3,284	9,102	8,746	34,559

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	信用 保証業	IT事業	計		
当中間期償却額	—	—	—	—	15	15	—	15
当中間期末残高	—	—	—	—	132	132	—	132

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	信用 保証業	IT事業	計		
当中間期償却額	—	—	—	—	15	15	—	15
当中間期末残高	—	—	—	—	100	100	—	100

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	3,419円90銭	3,464円81銭

2 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり中間純利益	円	92.90	84.80
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,866	3,509
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	3,866	3,509
普通株式の期中平均株式数	千株	41,621	41,384
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	92.72	84.73
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	83	36
うち新株予約権	千株	83	36

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024年 9 月 30 日)
資産の部		
現金預け金	※4 341,129	※4 259,291
コールローン	246	246
金銭の信託	522	535
有価証券	※1, ※2, ※4, ※6 697,222	※1, ※2, ※4, ※6 739,594
貸出金	※2, ※3, ※5 1,903,134	※2, ※3, ※5 1,926,795
外国為替	※2 4,493	※2 5,674
その他資産	32,123	11,544
その他の資産	※2, ※4 32,123	※2, ※4 11,544
有形固定資産	32,944	34,977
無形固定資産	3,106	3,574
前払年金費用	1,359	1,335
繰延税金資産	3,620	4,115
支払承諾見返	※2 12,043	※2 7,566
貸倒引当金	△4,637	△4,638
資産の部合計	3,027,311	2,990,611
負債の部		
預金	※4 2,801,171	※4 2,822,259
譲渡性預金	49,365	23,575
債券貸借取引受入担保金	※4 27,676	-
借入金	55	53
外国為替	64	122
その他負債	9,911	9,612
未払法人税等	1,136	1,363
資産除去債務	258	255
その他の負債	8,516	7,993
賞与引当金	667	703
役員賞与引当金	10	-
退職給付引当金	139	142
偶発損失引当金	76	83
再評価に係る繰延税金負債	1,940	1,940
支払承諾	12,043	7,566
負債の部合計	2,903,123	2,866,061

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024年 9 月 30 日)
純資産の部		
資本金	56,967	56,967
資本剰余金	12,906	12,922
資本準備金	12,840	12,840
その他資本剰余金	66	82
利益剰余金	56,111	58,457
利益準備金	4,059	4,213
その他利益剰余金	52,051	54,243
繰越利益剰余金	52,051	54,243
自己株式	△1,417	△1,839
株主資本合計	124,567	126,507
その他有価証券評価差額金	△1,239	△2,789
土地再評価差額金	796	796
評価・換算差額等合計	△443	△1,993
新株予約権	64	35
純資産の部合計	124,187	124,550
負債及び純資産の部合計	3,027,311	2,990,611

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	22,480	22,619
資金運用収益	14,529	15,376
(うち貸出金利息)	12,953	13,362
(うち有価証券利息配当金)	1,485	1,867
役務取引等収益	4,743	5,402
その他業務収益	125	232
その他経常収益	※1 3,081	※1 1,608
経常費用	17,919	18,232
資金調達費用	928	606
(うち預金利息)	48	418
役務取引等費用	2,986	3,143
その他業務費用	909	1,270
営業経費	※2 12,605	※2 12,910
その他経常費用	※3 489	※3 301
経常利益	4,560	4,387
特別利益	-	-
特別損失	11	19
税引前中間純利益	4,549	4,368
法人税、住民税及び事業税	619	1,169
法人税等調整額	596	82
法人税等合計	1,216	1,251
中間純利益	3,332	3,116

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	56,967	12,840	47	12,887	3,759	49,226	52,986	△1,534	121,307
当中間期変動額									
剰余金の配当					145	△872	△727		△727
中間純利益						3,332	3,332		3,332
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			18	18				117	136
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									-
当中間期変動額合計	-	-	18	18	145	2,459	2,605	117	2,741
当中間期末残高	56,967	12,840	66	12,906	3,905	51,686	55,591	△1,417	124,048

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,151	804	△346	160	121,121
当中間期変動額					
剰余金の配当					△727
中間純利益					3,332
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					136
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△3,120	-	△3,120	△96	△3,216
当中間期変動額合計	△3,120	-	△3,120	△96	△475
当中間期末残高	△4,271	804	△3,466	64	120,645

当中間会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	56,967	12,840	66	12,906	4,059	52,051	56,111	△1,417	124,567
当中間期変動額									
剰余金の配当					154	△925	△770		△770
中間純利益						3,116	3,116		3,116
自己株式の取得								△500	△500
自己株式の処分			16	16				79	95
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									-
当中間期変動額合計	-	-	16	16	154	2,191	2,345	△421	1,940
当中間期末残高	56,967	12,840	82	12,922	4,213	54,243	58,457	△1,839	126,507

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,239	796	△443	64	124,187
当中間期変動額					
剰余金の配当					△770
中間純利益					3,116
自己株式の取得					△500
自己株式の処分					95
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△1,549		△1,549	△28	△1,578
当中間期変動額合計	△1,549		△1,549	△28	362
当中間期末残高	△2,789	796	△1,993	35	124,550

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。なお、その他の金銭の信託にかかる有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：5年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、将来に関するマクロ経済指標の予想に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。正常先及び要管理先以外の要注意先は、与信ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、業種や信用格付等の区分によりグルーピングを行っております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,234百万円（前事業年度末は2,162百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、主に当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う損益については、全銘柄を通算して、益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、損の場合は「その他業務費用」として表示しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当中間会計期間の期首から適用し、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	5,300百万円	5,300百万円
出資金	222百万円	235百万円

※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,471百万円	8,509百万円
危険債権額	27,387百万円	33,748百万円
三月以上延滞債権額	792百万円	940百万円
貸出条件緩和債権額	8,496百万円	6,244百万円
合計額	45,148百万円	49,442百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
2,573百万円	2,404百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	41,416百万円	12,885百万円
預け金	10百万円	10百万円
その他の資産	15百万円	9百万円
計	41,441百万円	12,905百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,352百万円	25,741百万円
債券貸借取引受入担保金	27,676百万円	一百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	1,114百万円	17,833百万円
その他の資産	37百万円	37百万円
預け金	15百万円	15百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れているものはありません。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
先物取引差入証拠金	2,214百万円	2,238百万円
保証金	794百万円	794百万円
中央清算機関差入証拠金	20,000百万円	一百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	331,422百万円	329,364百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	325,479百万円	323,995百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
2,130百万円	1,035百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	477百万円	1,373百万円
償却債権取立益	161百万円	66百万円
貸倒引当金戻入益	2,298百万円	一百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	425百万円	603百万円
無形固定資産	733百万円	610百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸出金償却	217百万円	113百万円
偶発損失引当金繰入額	30百万円	45百万円
株式等売却損	8百万円	43百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日現在)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
子会社株式	5,295	5,295
関連会社株式	5	5

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

2024年11月12日開催の取締役会において、第109期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	785百万円
1株当たりの中間配当金	19円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 輝 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 輝 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月26日
【会社名】	株式会社 琉球銀行
【英訳名】	Bank of The Ryukyus, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 島 袋 健
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、本店建て替えのため一時移転し、実際の業務は下記の場所で行っております。) 沖縄県那覇市東町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社琉球銀行東京支店 (東京都千代田区神田多町2丁目2番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取島袋健は、当行の第109期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。